

平成九年政令第三百二十四号
密集中市街地における防災街区の整備の促進

内閣は、密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十四条第一項、第十二条第二項、第二十条第二項、第二十一条第三項、第二十九条第二項、第三十二条第二項第二号及び第三号、第三項並びに第四项第二号及び第三号、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第四十五条第二項第一号、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第八十四条第二項、第八十六条並びに第百七十三条第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（第三条～第七条の二）
第三章 防災街区整備地区計画等（第十一条～第十三条）
第四章 防災街区整備権利移転等促進計画（第十四条）
第五章 防災街区整備事業（第二十一条～第二十三条）
第六章 施行者（第二十四条～第二十五条）
第七章 防災街区整備権利移転等促進計画（第二十二条）
第八章 防災街区整備地区計画（第十五条）
第九章 防災街区整備地区計画（第十六条）
第十章 防災街区整備地区計画（第十七条）
第十一章 防災街区整備地区計画（第十八条）
第十二章 防災街区整備地区計画（第十九条）
第十三章 防災街区整備地区計画（第二十条）
第十四章 防災街区整備地区計画（第二十一条）
第十五章 防災街区整備地区計画（第二十二条）
第十六章 防災街区整備地区計画（第二十三条）
第十七章 防災街区整備地区計画（第二十四条）
第十八章 防災街区整備地区計画（第二十五条）
第十九章 防災街区整備地区計画（第二十六条）
第二十章 防災街区整備地区計画（第二十七条）
第二十一章 防災街区整備地区計画（第二十八条）
第二十二章 防災街区整備地区計画（第二十九条）
第二十三章 防災街区整備地区計画（第三十条）
第二十四章 防災街区整備地区計画（第三十一条）
第二十五章 防災街区整備地区計画（第三十二条）
第二十六章 防災街区整備地区計画（第三十三条）
第二十七章 防災街区整備地区計画（第三十四条）
第二十八章 防災街区整備地区計画（第三十五条）
第二十九章 防災街区整備地区計画（第三十六条）
第三十章 防災街区整備地区計画（第三十七条）
第三十一章 防災街区整備地区計画（第三十八条）
第三十二章 防災街区整備地区計画（第三十九条）
第三十三章 防災街区整備地区計画（第四十条）
第三十四章 防災街区整備地区計画（第四十一条）
第三十五章 防災街区整備地区計画（第四十二条）
第三十六章 防災街区整備地区計画（第四十三条）
第三十七章 防災街区整備地区計画（第四十四条）
第三十八章 防災街区整備地区計画（第四十五条）
第三十九章 防災街区整備地区計画（第四十六条）
第四十章 防災街区整備地区計画（第四十七条）
第四十一章 防災街区整備地区計画（第四十八条）
第四十二章 防災街区整備地区計画（第四十九条）
第四十三章 防災街区整備地区計画（第五十条）
第四十四章 防災街区整備地区計画（第五十一条）
第四十五章 防災街区整備地区計画（第五十二条）
第四十六章 防災街区整備地区計画（第五十三条）
第四十七章 防災街区整備地区計画（第五十四条）
第四十八章 防災街区整備地区計画（第五十五条）
第四十九章 防災街区整備地区計画（第五十六条）
第五十章 防災街区整備地区計画（第五十七条）
第五十一章 防災街区整備地区計画（第五十八条）

第七章 雜則（第五十九条～第六十二条）

附則

第一章 総則

（防災公共施設）

密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条 第四号の政令で定める公共施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）とする。

（公共施設）路及び消防の用に供する貯水施設とする。

（第二条）法第二条第十号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

（第二条）法第二条第十号の政令で定める公共の用に供する施設が、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

（第三条）法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

（第三条）法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

（第四条）法第二十条第二項の規定による同条第一項に規定する公営住宅の家賃の減額は、当該公営住宅の家賃の額から前賃借していた延焼等の上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額を減ずることによりするものとする。

（第五条）法第二十条第二項の規定による同条第一項に規定する公営住宅の家賃の額から前賃借していた延焼等の上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額を減ずることによりするものとする。

（第六条）法第二十二条第二項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（第七条）法第三十二条第二項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（第八条）法第三十二条第二項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（第九条）法第三十二条第三項及び第四項第一号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

（第十条）法第三十二条第三項第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（第十一条）法第三十二条第三項第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（第十二条）法第三十二条第三項第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（第十三条）法第三十二条第三項第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（建築物の建替えに要する費用に係る国との補助）

市町村に対する補助金の額は、同条第一項に規定する認定事業者が行う建築物の建替えに要する費用のうち、次に掲げるものに対して市町村が補助する額（市町村が補助する額が次の各号に掲げる費用を合計した額の三分の二に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額の二分の一を乗じて得た額とする。）に三分の一を乗じて得た額。

（移転料の支払に要する費用に係る国との補助）

（第七条）法第二十九条第二項の規定による国の市町村に対する補助金の額は、法第二十三条の規定による移転料の支払に要する費用に対しても市町村が補助する額に三分の一を乗じて得た額と定めることにより算定した額を控除した額を限度とする。）に三分の一を乗じて得た額。

（第七条）法第二十九条第二項の規定による国の市町村に対する補助金の額は、法第二十三条の規定による移転料の支払に要する費用に対しても市町村が補助する額に三分の一を乗じて得た額と定めることにより算定した額を控除した額を限度とする。

一 所得が比較的少ない入居者でその所得が国と係る国との補助
二 土交通省令で定める基準以下のものに係る家賃の減額については、その減額を要する費用の額（減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めることにより算定した額を控除した額を限度とする。）に三分の一を乗じて得た額。
三 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
四 超える建築物
五 政令第三百三十八号）第二条第一項第四号（昭和二十年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により同号に規定する区分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
六 政令第三百三十八号）第二条第一項第四号（昭和二十年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により同号に規定する区分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
七 八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。（市町村都市計画審議会が置かれている特別区については、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限り、並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物）
八 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十三条～第五十六条）
九 防災街区整備推進機構（第五十七条）
十 第五十八条）

第二項		第九十四条		第五項 第十第四項 第十九条		第六項 第十第四項 第十九条		第三項	
事業認定	申請書」と 「裁決申請 書」と、 「申請書」と あるのは 「裁決申請 書」の 相手方	収用委員会	相手方	施	行者	施	行者	同条中 法第二百八十八条第三項に おいて準用する第九十四 条第三項	
密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律 第二百三十二条第一項において準用する 法律第一百三十二条第三項に おいて準用する第九十四 条第三項	前二項	第九项 第八項 第九十四条	手方 及びその相	相手方	及び施行者	収用委員会」と、同条第 二項中「起業者」とある のは「裁決申請者」 の施行者	同条中 法第二百八十八条第三項に おいて準用する第九十四 条第三項		
密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律 第二百三十二条第一項において準用する 法律第一百三十二条第三項に おいて準用する第九十四 条第八項	「事業の認定」とあるのは 「密集市街地における防 災街区の整備の促進に する法律による防災街区 整備事業の事業計画又は 権利変換計画」と、「前 二項	密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律 第二百三十二条第一項において準用する 法律第一百三十二条第三項に おいて準用する第九十四 条第八項	手方 及びその相	相手方	及び施行者	収用委員会」と、同条第 二項中「起業者」とある のは「裁決申請者」 の施行者	同条中 法第二百八十八条第三項に おいて準用する第九十四 条第三項		

合員が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるも

のに限る。) が与えられるように定められた
参加組合員である者

その管理者等は工事を行なえることができる。
公共施設)

共施設は、次に掲げるものとする。

三条第二号の一般国道及び同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路

二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

第三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

(延滞金) 第二項第一項に規定する額

徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下この項において「督促額」

のとし、その額は、督促状において指定した期

額（百円未満の端数があるときは、これを切り

捨てる。」に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促の一部につき内附さつては、その納

保証金の一部はつき納付があつたときはその納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる預りは、その納付があつた旨足額を空余した

前項の延滞金は、その額が十四未満であると額とする。

きは、徵収しないものとする。

とする特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十三条 法第二百五十四条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の

表のとおりとする。
読み替えるべき見三
読み替えられるべき二四

規定	き字句
第一百五十九条 第一項、第一百 一項等	防災施設建築物の 一部等

第一回 詞の音

二項、項及ひ第一項、百七第一項、十三

とする特則に係るこの政令の適用についての読み替規定)

第四十四条 法第二百五十四条第一項の場合においては、第三十五条の見出し中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び同条中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権（以下この条において単に「地上権」といいう。）」とあるのは「防災施設建築敷地」と、同条中「地上権の共有持分」とあるのは「防災施設建築敷地の共有持分」と、「地上権にあってはその者が当該地上権の設定された防災施設建築敷地」とあるのは「防災施設建築敷地にあっては当該防災施設建築敷地」と、「地上権にあってはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の利用価値」とあるのは「防災施設建築敷地にあってはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値」とする。

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読み替規定)

第四十五条 法第二百五十五条第一項の場合における法の適用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

定 定 る べき 規 読み替 えられ る	第四十 七条	法第二百五十七 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	(指定宅地の権利者のすべての同意を得た場合 の特則に係る法の適用についての読替え規定)	第四十六 条	法第二百五十六 条第一項の場合にお いては、法第二百四十四条第一項中「第二百二 十一条第一項又は第二百二十三條」とあるのは、「第二百五十六条第三項」とする。	第二百五 十二条第 二項	第二百五 十二条第 一項	第二百五 十二条第 見出し	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等
べき規 読み替 えられ る	第五 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合 の特則に係る法の適用についての読替え規定)	第五 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	第二百五 十二条第 二項	第二百五 十二条第 一項	第二百五 十二条第 見出し	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等
字句 読み替 えられ る	第六 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合 の特則に係る法の適用についての読替え規定)	第六 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	第二百五 十二条第 二項	第二百五 十二条第 一項	第二百五 十二条第 見出し	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等
句 読み替 える字 句	第六 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合 の特則に係る法の適用についての読替え規定)	第六 十 九 条	法第二百五十九 条第一項の場合にお ける法の適用についての技術的読替えは、次の 場合の特則に係る法の適用についての読替え規定 表のとおりとする。	第二百五 十二条第 二項	第二百五 十二条第 一項	第二百五 十二条第 見出し	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物 の一部等

解任の投票について準用する。この場合において、同令第十八条第一項中「同項」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項」と、同令第九条中「法第三十六条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項、法第二百二十五条第六項後段並びに第八条、第九条、第十二条、第十三条（前条第三項において準用する場合を含む）、第十六条（前条第三項において準用する場合を含む）」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項後段並びに第十三条（前条第三項において準用する場合を含む）」とある。

（管理規約の総覽等）

第五十条 施行者は、法第二百七十七条第一項の規定により管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆の総覽に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、総覽の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、防災施設建築物の一部を有する者は有することとなる者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 防災施設建築物の一部を有する者又は有することとなる者は、総覽期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出することができる。

第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請しようとするときは、併せて前条の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。

第五十二条 法第二百七十九条第一項の規定による公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 前項の場合においては、当該施行地区的属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間しなければならない。

4 法第二百七十九条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置

第五十三条 法第二百八十三条第一項第一号の政令で定める行為は、既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築とする。
（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる）
第五十四条 法第二百八十三条第一項第三号の政令で定める行為は、施行予定者が当該防災都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（公告の方法等）

第五十五条 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第二項の公告については都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第四十二条第一項及び第三項の規定を、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の公告については同令第四十二条第一項の規定を準用する。

2 施行予定者は、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の規定により公告したときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の適当な場所に掲示しなければならない。

（収用委員会に対する裁決の申請手続についての都市計画法施行令の準用）

第五十六条 都市計画法施行令第十八条の規定は、法第二百八十五条において準用する都市計画法第五十二条の四第二項後段において準用する同法第二十八条第三項又は法第二百八十六条第二項において準用する都市計画法第二十八条の規定による裁決を申請する場合について準用する。

2 この場合において、同令第十八条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次の各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び密集中市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設の種類」と読み替えるものとする。

第六章 防災街区整備推進機構
（防災街区としての整備を図るために有效地に利用できる土地）
第五十七条 法第三百一条第三号イの政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 道路、公園、緑地その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地

二 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は地方公共団体が行うこれに準ずる事業で国土交通省令で定めるもの用に供する土地

三 法第三百一条第一号に規定する事業の用に供する土地

四 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

（防災都市施設の整備のために必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）

五 防災都市施設の整備のための必要な土地
（防災都市施設の整備のための必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）
（防災都市施設の整備のための必要な土地）

（事務の区分）

第六十二条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十五条に規定する事務（独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

三 第二十五条に規定する事務（独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

四 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

五 第二十五条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

六 第二十五条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

七 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

八 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

九 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十一 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十二 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十三 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十四 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十五 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十六 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十七 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十八 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

十九 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二十 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二十一 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）に限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

ある場合には、当該年度の末日の前々日)の翌
5　国からの貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
法附則第四条第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附　則　(平成一一年一月三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

(二号)　抄

(施行期日)

第一　この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。
(許認可等に関する経過措置)

第十三条　施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行つた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれららの機関に對してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に對し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、

施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についての手續がされていないものとみなして、法による改正後の政令の適用については、なお従前の例による。改訂後その他その政令の規定を適用する(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月一〇日政令第三二号) 抄

(施行期日) **二号** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日) **一** この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄

(施行期日) **二号** 下「施行日」という)から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄

(施行期日) **三三一号** この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一三日政令第三二号) 抄

(施行期日) **四** この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月一七日政令第五二三号) (罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日) この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 (施行期日) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄
(施行期日) 附 則 (平成一六年六月二三日政令第二行する。
附 則 (平成一六年六月二三日政令第二
(施行期日)
一〇号 抄
(施行期日)
第一条 (施行期日) この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五回）の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年二月一五日政令第三九六号) 抄
(施行期日)
第一条 (施行期日) この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十一月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。
(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第四号) 抄
(施行期日)
第一条 (施行期日) この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年五月二五日政令第一〇二号）
この政令は、景観法附則ただし書に規定する
規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施
行する。
附則（平成一九年三月二日政令第三九
号）
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）
から施行する。
附則（平成一九年八月三日政令第二三
号）
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人
に関する法律の施行の日から施行する。
附則（平成一九年八月三日政令第二三
号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施
行する。
(輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過
措置)
第二十条 旧郵便貯金は、第三十三条、第三十九
条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七
十二条及び第七十三条の規定による改正後の次
に掲げる政令の規定の適用については、銀行へ
の預金とみなす。
一から九まで 略
十 密集市街地における防災街区の整備の促進
に関する法律施行令第二十二条第二号
(罰則にに関する経過措置)
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
附則（平成一九年九月二〇日政令第二
九号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年九月二五日政令第三
〇四号）抄
(施行期日)
1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を
改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十一
八日）から施行する。
附則（平成一三年八月三〇日政令第二
八二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一三年一月二八日政令第二
三六三号）抄

